

令和6年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例

個人型年金規約第87条の2、第87条の3及び第87条の4の規定に基づき、令和6年能登半島地震における個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金の納付の特例を次のように定める。

令和6年1月12日

国民年金基金連合会

- 一 個人型年金規約第87条の2第1項、第87条の3第1項及び第87条の4第1項の規定により、個人型年金規約第76条第1項、第79条第1項及び第80条の2第1項の規定により定められた期日に国民年金基金連合会に納付することが困難であるものとして次に掲げるものを指定する。
 - イ 富山県又は石川県に住所を有する個人型年金加入者が個人型年金規約第76条第1項の規定により令和6年1月26日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
 - ロ 第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が富山県又は石川県に住所を有する場合、個人型年金規約第79条第1項の規定により令和6年1月26日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる個人型年金加入者掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に納付済みの個人型年金加入者掛金を除く。）
 - ハ 富山県又は石川県に住所を有する中小事業主（個人型年金規約第70条の2の規定により中小事業主掛金を拠出している中小事業主に限る。）が個人型年金規約第80条の2第1項の規定により令和6年1月26日から次号の国民年金基金連合会が定める日の前日までに納付するものとされる中小事業主掛金であって、申出日以降に納付日が到来するもの（申出日において、既に納付済みの中小事業主掛金を除く。）
- 二 前号に掲げるものに係る個人型年金規約第87条の2第2項、第87条の3第2項及び第87条の4第2項に規定する国民年金基金連合会が定める日は、別途公告で定める。